



Tax Alert

インドネシア

税理士法人トーマツ

2015年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

相互協議(MAP)に関する新規定 240/PMK.03/2014

インドネシア財務省は2014年12月22日付で相互協議(Mutual Agreement Procedure:以下「MAP」)の導入に関して既存の規定のアップデートとなる財務省令240号(No.240/PMK.03/2014(以下「PMK-240」))を発行した。この新規定は2014年12月22日より有効であり、当規定の発行前にMAPの申請が行われ、結論が出されていない手続中のものにも適用される。主な要点は以下のとおりである。

(1) MAPの申請期限

この規定ではMAPの申請は初回の課税通知以降、租税条約に定められた期限内に提出することとされている。初回の課税通知とは1) 税務更正通知(tax assessment letter)、2) 法人税の源泉徴収の日または証憑の回収日、3) 国税総局(the Director General of Taxation: 以下「DGT」)によって定められるその他の時点となる。

MAPの申請は税務裁判の最終公判の後に行うことはできない。

(2) 国内の税務係争手続の継続

PMK-240は2011年政令74号(Government Regulation No. 74 of 2011(以下「GR-74」))で定められたことを強化するものである。納税者は国内の税務係争の手続を継続しつつ、MAPの申請も可能であり、これは不服申立ての申請、税務裁判への控訴、誤った税務更正通知の減額や取消し申請も含まれる。

MAPの相互協議による合意が税務更正通知の後で、まだ納税者が不服申立てや更正通知の減額または取消しの申請をしていない(または前述の救済措置を申請したものの一定要件を満たさず却下された場合)、DGTは合意内容に沿って更正通知を修正する。

MAPの相互協議による合意が、納税者が不服申立てを申請したもののまだその決定が出されていない場合には、DGTは不服申立ての結論を出す際に相互合意の内容を考慮する。

同様に、MAPの相互合意が不服申立ての決定が出されたものの納税者がその控訴をしていない、または申立てが却下されている場合には、DGTは不服申立ての決定を修正する。

もし MAP が相互合意に至っていない場合には、DGT の更正や決定は有効なままである。

(3) 誰が MAP の申請をできるか？

MAP を申請できる者は以下のとおりである。

- インドネシア居住納税者が DGT を通じて申請
- DGT 自身、または
- 相手国の税務当局

(4) インドネシア居住納税者が DGT を通じて MAP を申請

当規定ではインドネシア居住納税者による MAP の申請ができるのは以下の場合としている。

- 条約締結国の関連当局が、外国納税者との取引に関してインドネシア納税者にとって二重課税となるような移転価格に関する更正を行う、あるいは行われる見込み
- 条約締結国の関連当局が、インドネシア納税者が相手国に有する恒久的施設 (PE) に対し、条約から逸脱した課税を行う、あるいは行われる見込み
- 双方居住者 (インドネシアおよび条約締結国のいずれにおいても居住者) の問題、または
- 条約締結国での源泉所得 (源泉税含む) に関しての条約から逸脱した規定の適用
- インドネシア居住納税者が MAP を申請する際に必要な情報は次のとおりである。
- インドネシア居住納税者および相手国側納税者の ID (名前およびその証明)
- 相互協議の対象となる課税年度および／あるいは課税対象期間
- 条約相手国の税務当局による修正に関する説明および取引の実態、金額、修正の根拠、および
- インドネシア居住納税者の上記修正に関する見解

申請および補足資料は Director of Tax Regulation II に提出されなければならない。この以前は MAP の申請は納税者が登録されて

いる所轄の税務所に提出されなければならないことから変更されている。

MAP の申請は相互協議が合意されるまでは撤回できる。

(5) DGT による MAP の申請

DGT は必要に応じて MAP の申請を行うことができる。申請が必要とされる場合とは以下のとおりである。

- 誤った情報を示唆する過去の相互協議結果のレビュー
- DGT による対応的調整の要求
- 納税者の事前価格確認制度 (以下: 「APA」) の申請のフォローアップ、または
- 租税条約における一定の条項の解釈

(6) 条約相手国の税務当局による MAP の申請

条約相手国の税務当局は次のようなケースで MAP の申請を行うことがある。

- 1) DGT がインドネシアに恒久的施設 (Permanent Establishment) を有する条約相手国の納税者あるいはインドネシア居住納税者に対して、外国納税者との取引に関して租税条約に逸脱するような更正通知 (移転価格に関する修正も含む) を発行
- 2) 条約相手国の税務当局による対応的調整の要求
- 3) 双方居住者、または
- 4) 外国納税者の APA のフォローアップ

PMK-240 は以前の MAP の規定で不明確だった部分を明らかにした。上記 1) では条約相手国の税務当局 (主にその国の納税者からの申請に基づく) がインドネシア内の関連者との取引に関して DGT が移転価格の修正を行った場合に、二重課税を回避するために MAP の申請を行うことができることを示している。つまり、インドネシアの納税者が DGT による更正に関して MAP を申請したい場合には、相手国からその要求が来なければならない。DGT はその申請につい

てインドネシア納税者に確認を行い、相手国の納税者あるいはインドネシア納税者に補足資料および情報の要求をすることとなる。

MAP の申請は Director of Tax Regulation II に提出されなければならない。条約相手国の税務当局は相互協議の合意前まで MAP の申請を取り下げることができる。

この規定ではまた条約相手国の税務当局が MAP の申請をするために必要な文書および情報の一覧が示されている。当該情報は以下のとおりである。

- 外国納税者およびインドネシア側納税者の ID(名前およびその証明)
- 相互協議の対象となる課税年度および／あるいは課税対象期間
- 租税条約に反して行われたインドネシアの納税者または DGT の行為

MAP の申請が移転価格に関するものである場合、MAP の申請を進められるかどうかの検討のため DGT は該当する租税条約の修正条項を調査する。

(7) MAP の手続

規定では MAP の手続は MAP 導入チームにより実施されると定めている。このチームは MAP の申請の検証、補足資料および追加情報の要求、納税者の事業所の訪問、ポジションペーパー(見解書)の作成、その他の行動等の実施を行う。

DGT は条約相手国の税務当局と直接のミーティングや電子的なコミュニケーション、電話等によるコンサルテーションも行う。コンサルテーションは初めのコンサルテーションの後 3 年以内に完了しなければならないが、DGT と条約相手国との合意により延長することもできる。

(8) MAP 手続の却下または中止

規定では MAP の手続の中止となる理由については次のとおりである。

- 文書の不備
- 情報の欠落

- 相互協議が合意に至らないとされる強い兆候
- インドネシアの納税者が MAP の申請を取下げ
- 相互協議の草案に対し納税者が承認しない
- 相互協議の合意前に税務裁判の判決が下された

(9) 相互協議の草案

DGT および条約相手国の税務当局は相互協議の草案を作成する。インドネシア納税者は次に草案の合意の確認を求められる。草案がすべての当事者に合意されたら、DGT は相互協議に関する決定書を発行する。

(10) 情報秘匿

当規定では納税者から MAP 手続の目的で提出される書類は法令にのっとり最大限の秘匿性を持って扱われるとしている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関する問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二 kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネジャー 村山 大二 damurayama@deloitte.com

シニアマネジャー 長谷川 孝明 thasegawa@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。